

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第8回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

### 第1 日時

平成18年2月14日（火）午前9時30分から午前10時05分まで

### 第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

### 第3 出席者

（委員長）森脇勝

（委員） 大島宏彦（学），河野正憲（学），山田万里子（弁），渡邊一弘  
（検）

（庶務） 白木名古屋高裁総務課長，神谷名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）田近名古屋高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 平成19年2月の再任（判事任命）候補者に係る情報収集について
- 2 その他

### 第5 議事（進行）

#### 1 説明事項等

##### (1) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから，田近名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され，入室した。

##### (2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会からの依頼内容について

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）からの当委員会に対する依頼内容につき，庶務から説明がなされた。

#### 2 平成19年2月の再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

## (1) 情報収集の在り方について

候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し、対象者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法により行うこととされた。

## (2) 周知依頼文書について

### ア 留意事項について

情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方を改めて特記することとされた。

更に、ファクシミリによる情報提供を控えてもらう趣旨から、「これまで弁護士会経由で送付された情報の中には、ファクシミリを利用して弁護士会に送付したと見られるものも散見されましたが、情報の管理やプライバシー保護の観点から、ファクシミリの使用は厳に慎むべきものと考えますので、念のため申し添えます。」との文言を付記することとされた。

なお、これらの文言は、弁護士会会長あての依頼文書についてのみ記載することとされた。

### イ 裁判官の所属部署について

依頼文書に添付する候補者名簿については、従前の取扱いどおり、「現時点における所属部（在籍期間を含む。）」も明記することとされた。

## 5 その他

### (1) 収集した情報の取扱いに関する要望等について

一委員から、当地域委員会において収集した情報の指名諮問委員会におけ

る取扱い（情報収集・報告の対象となった個々の候補者にかかる最終的な任命の当否等の検討結果）について情報提供してもらいたい旨の要望があった。

これに対しては、庶務から、指名諮問委員会からは、同委員会の議事要旨以外に特段の情報を得ていない旨の説明をし、了解を得た。

なお、当地域委員会から指名諮問委員会に送付した情報については、庶務において、委員はいつでも確認することが可能である旨併せて説明した。

**(2) 次回地域委員会の予定等について**

次回地域委員会について、5月9日（火）午前9時30分（既指定）に開催することを確認した。

以上